

麻薬等の取扱いについて

長崎県 薬務行政室

麻薬の免許関係 (手続き)

免許の種類

事業者

個人

種類		定義
麻薬営業者	麻薬卸売業者	麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者
	麻薬小売業者 薬局	<u>麻薬施用者の麻薬を記載した処方せんにより調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者</u> ※薬局開設の許可を受けている者
麻薬施用者	病院 診療所	疾病の治療の目的 で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者 (医師、歯科医師、獣医師)
麻薬管理者		麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者 (医師、歯科医師、獣医師、薬剤師)
麻薬研究者		学術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する者

麻薬免許番号

長崎県における免許番号

第 号

有効期間の始期

個別の番号

2022年（令和4年）	免許は「22」
2023年（令和5年）	免許は「23」
2024年（令和6年）	免許は「24」

有効期間

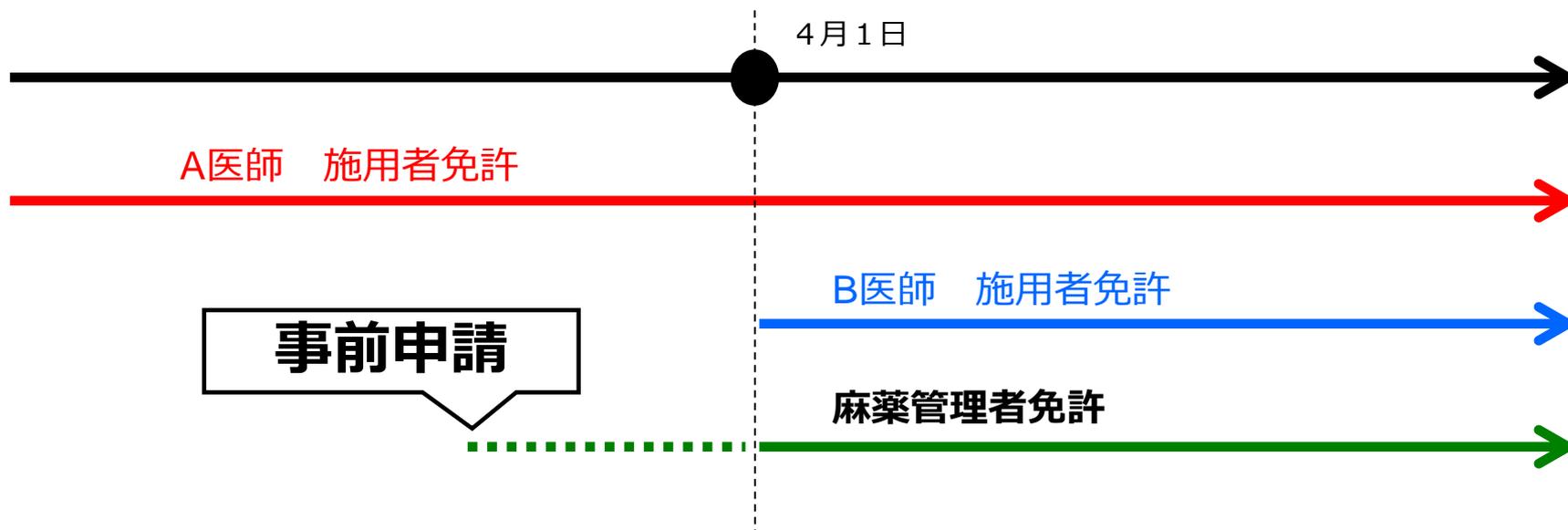
免許の日からその日の属する年の**翌々年**の12月31日まで（最長で**3**年間）

Q&A 1

Q 現在、県内の病院で麻薬施用者免許を取得していますが、今度、県内にある実家の診療所で働くことになりました。麻薬施用者免許はどのようにすればよいですか。

A 麻薬施用者免許証記載事項変更届を提出し、主たる麻薬業務所の変更を行ってください。ただし、実家の診療所において麻薬管理者を設置していない場合であって、麻薬施用者が2名以上となる場合には、**事前に麻薬管理者の免許申請を行ってください。**

麻薬管理者の注意事項



※異動してしまった後に、施用者が2人になったと連絡をうけることがあります。管理者不在の違反となりますので、十分ご注意ください。

麻薬管理者とは・・・

麻薬及び向精神薬取締法 第33条第1項

2人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者1人を置かなければならない。但し、その開設者が麻薬管理者である場合は、この限りではない。

今度、麻薬施用者が2人になります。麻薬は保管しておらず、麻薬処方せんの交付のみ行っていますが、麻薬管理者を置く必要がありますか。

→ **麻薬管理者を置く必要があります。**

都道府県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者をいう。

Q&A 2

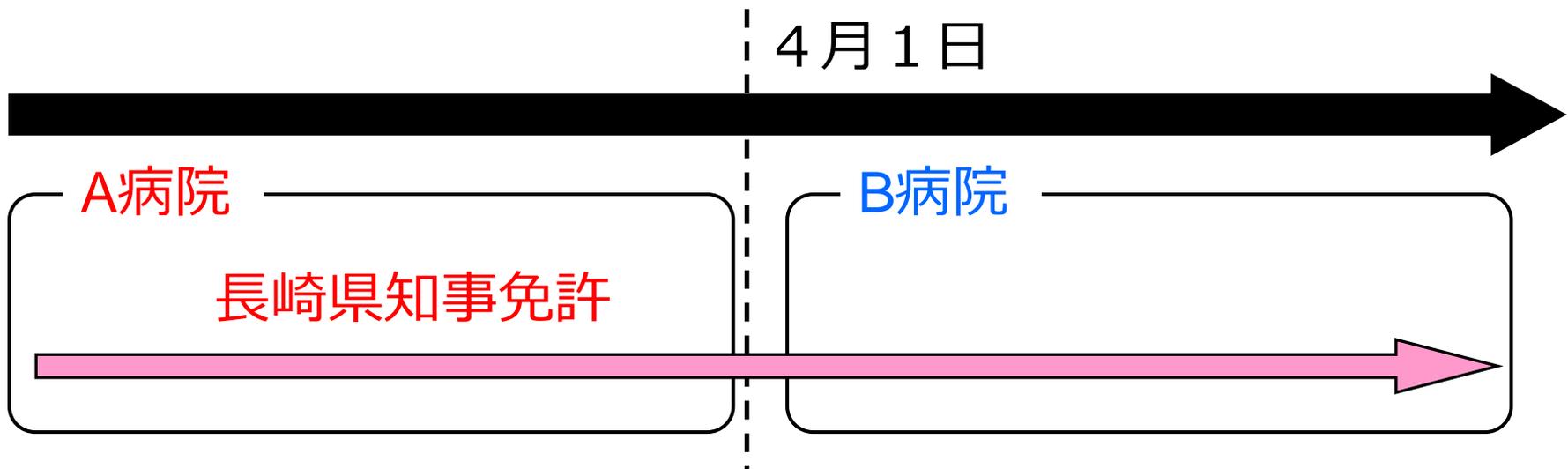
Q 麻薬施用者免許証記載事項変更届を提出する場合、免許証を添えて提出しますが、手元に免許証がない期間は麻薬を施用することはできないのでしょうか。

A 麻薬施用者免許証記載事項変更届によって、手元に免許証がない期間であっても麻薬は施用することができます。なお、記載事項変更後も免許番号は変わりません。

麻薬施用者の注意事項

長崎県内のA病院からB病院へ異動した場合

4月1日



- ・同一県内での異動であれば、新たに免許を取得する必要がありません。
- ・異動後、15日以内に記載事項変更届が必要です。

※免許証の記載事項変更手続中でも施用することができます。

Q&A 3

Q 他の病院で、非常勤として麻薬を施用することになりました。どのような手続きが必要でしょうか。

A 麻薬施用者免許証記載事項変更届を提出し、従たる麻薬診療施設の変更として届出を行ってください。ただし、「従たる麻薬診療施設」となる場合、その病院は麻薬管理者の設置が必要となりますので、麻薬管理者が設置されているか事前にご確認をお願いします。

第 1 号

麻薬施用者免許証

麻薬業務所

所在地 長崎市尾上町3-1
 名称 長崎県庁病院

主たる業務所

麻薬施用者又は麻薬研究者
 にあつては、従として診療
 又は研究に従事する麻薬診
 療施設又は麻薬研究施設

所在地
 名称 該当無し

従たる業務所

住所 長崎市江戸町2-13
 氏名 長崎 太郎

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により免許
 を受けた麻薬施用者であることを証明する。

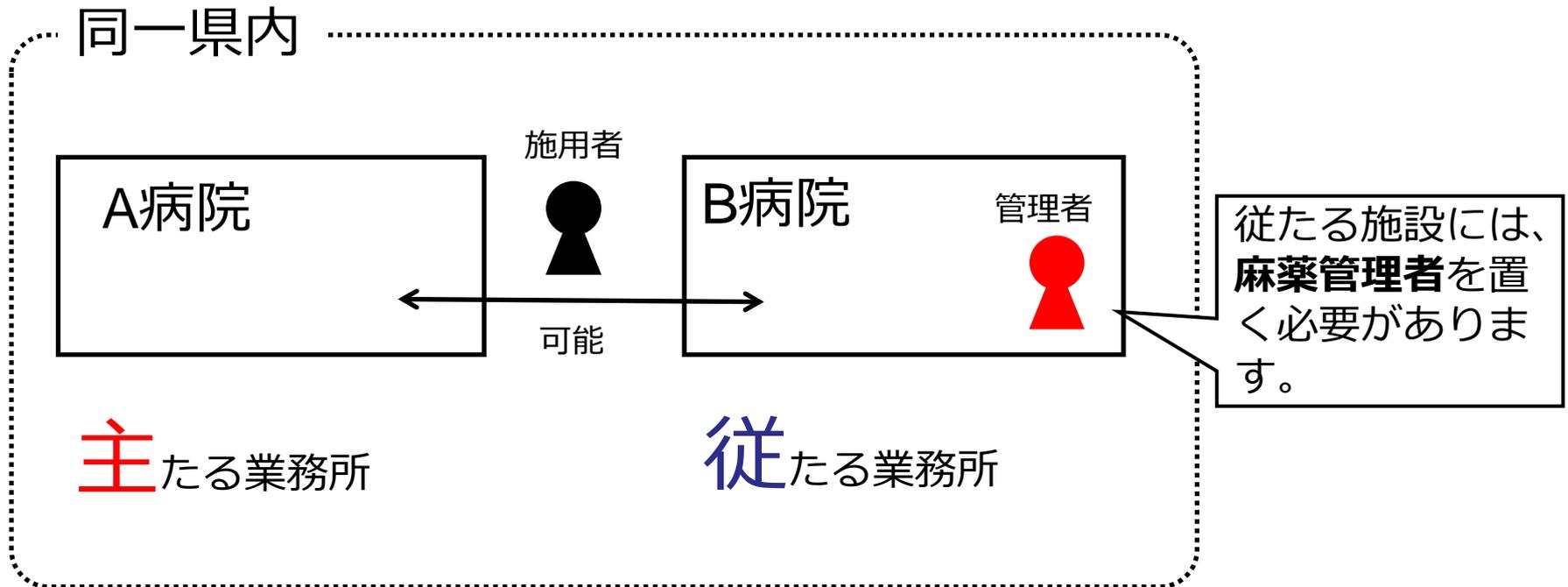
... 年 月 日

長崎県知事 大石 賢 吾



有効期間 年 月 日 から
 年 月 日 まで

従たる施設の注意事項



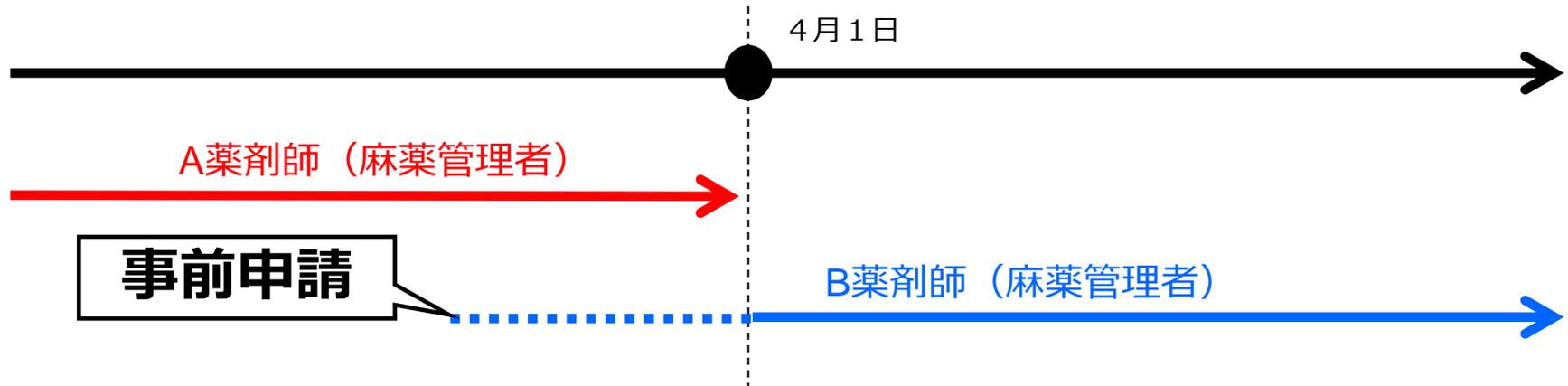
Q&A 4

Q 麻薬管理者を交代させることにしました。どのような手続きが必要でしょうか。

A 事前に、新たに従事する方の麻薬管理者免許申請書をご提出してください。また、交代後に、前麻薬管理者の業務廃止届と麻薬管理引継書を提出してください。

※麻薬管理者を交代する際は、麻薬の在庫を帳簿で確認するとともに、麻薬の取扱について、十分な説明を受けてください。

麻薬管理者の交代



※麻薬管理者が異動してしまった後に、報告を受けることがあります。管理者不在の違反となりますので、十分ご注意ください。

A薬剤師



業務廃止届

A薬剤師、B薬剤師



麻薬管理引継書

※すべて15日以内に提出してください

Q&A 5

Q このたび、病院を法人化することになりました。どのような手続きが必要でしょうか。

○麻薬管理者を設置している場合

事前に、麻薬管理者免許申請書を提出してください。この場合、旧麻薬管理者は、法人化後に業務廃止届を提出してください。

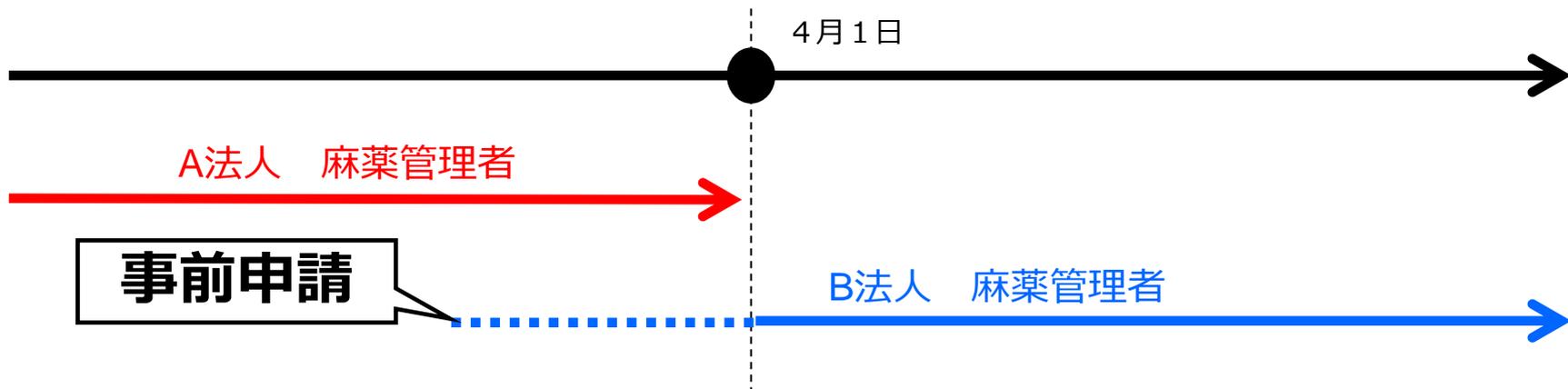
○施設名称が変更する場合

麻薬施用者は、記載事項変更届を提出してください。

○共通事項

旧開設者は、残余麻薬届を提出してください。残余麻薬があり、残余麻薬を新開設者へ譲渡する場合は、残余麻薬譲渡届を提出してください。

開設者変更時の注意事項



※病院等が移転する場合も同様の手続きが必要となります。

※開設者が変更になる場合は、医事担当だけでなく、麻薬担当にも事前にご相談ください。

A法人の麻薬管理者 → 業務廃止届

A法人 → 残余麻薬届 残余麻薬譲渡届

施用者 → 記載事項変更届

※すべて15日以内に提出してください

Q&A 6

Q 診療所を閉鎖しようと考えています。どのような手続きが必要でしょうか。

A 業務廃止後15日以内に、麻薬施用者、麻薬管理者の業務廃止届を提出してください。

また、診療所の開設者は、業務廃止後15日以内に、『残余麻薬届』を提出してください。

麻薬業務所でなくなった場合

- ①当該診療施設を閉鎖するとき
- ②当該診療施設は存続するが、同施設における麻薬の取扱いをやめるとき
- ③一人麻薬施用者の麻薬診療施設で、当該麻薬施用者が転勤するとき

残余麻薬届

残余麻薬届			
県知事 殿		年 月 日	
住所			
届出義務者続柄 氏名（法人にあつては、名称）			
麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。			
麻薬取扱者	免許の種類		
	免許番号		
	氏名 (法人にあつては、名称)		
	所在地		
麻薬業務所	所在地		
	名称		
業務(研究)の廃止または免許の失効年月日		年 月 日	
届出の理由		<input type="checkbox"/> 業務廃止 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> その他()	
残余麻薬の品名および数量	品名	数量	備考
残余麻薬の処置		1 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の開設者に譲渡し、残余麻薬譲渡届を提出する予定 2 麻薬廃棄届を提出し、廃棄する予定 3 その他(具体的に記入すること。)	
備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く、以下同じ)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。			

廃止する開設者

※管理者個人ではありません。

残余麻薬の取扱い

残余麻薬

業務廃止後 **50日以内**

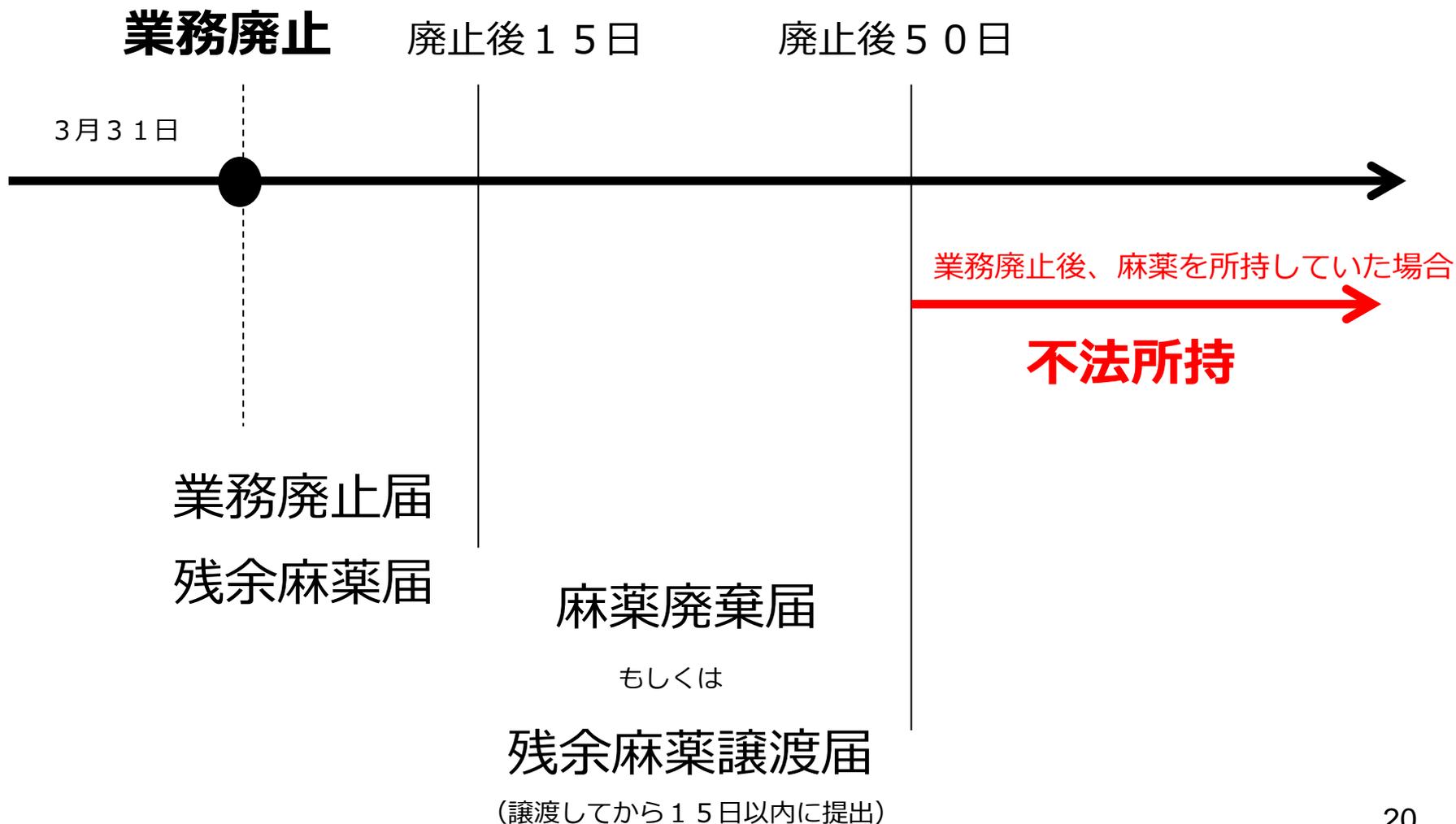
麻薬廃棄

※あらかじめ「麻薬廃棄届」を県知事へ提出してください。

麻薬営業者へ譲渡

※譲り渡した日から **15日以内**に「残余麻薬譲渡届」を県知事へ提出してください。

麻薬業務所でなくなった場合の注意点



麻薬取扱者業務廃止等による諸手続き一覧

手引き
P59

事由		記載 事項 変更	業務 廃止	残余 麻薬届	残余麻薬 譲渡届	管理 引継書 (注3)	免許 申請 (注1)
業務所移転 (同一県内)	施用者のみ設置の場合	施		開	開		
	管理者設置の場合	施	管	開	開		管
経営を個人 から法人化	施用者のみ設置の場合	施 ^(注2)		開	開		
	管理者設置の場合	施 ^(注2)	管	開	開		管
1人施用者の 施設で、施用 者が変更する 場合	施用者が県内の他の 業務所で麻薬を使用 する場合	施				前任 及び 後任	
	施用者が県外転出又は 県内において麻薬を 使用しない場合		施			前任 及び 後任	
管理者変更	管理者を AからBに変更		管A			管A 及び 管B	管B
業務所廃止	施用者が県内の他の 業務所で麻薬を使用 する場合	施		開	譲渡する場合 開		
	施用者が県外転出又は 県内において麻薬を 使用しない場合		施	開	譲渡する場合 開		
	施用者が死亡したとき (施用者=開設者の場合)		相	相	譲渡する場合 開		
	施用者が死亡したとき (施用者が開設者でない 場合)		相	開	譲渡する場合 開		
(注) 開=開設者 施=施用者 管=管理者 相=相続人 ()内は参考までに提出							

手引き P60

麻薬関係各種申請・届・業務等一覧

	提出(業務)義務者				提出先	※提出部数	提出時期 (事由が発生してから)	内 容
	病院・診療施設			麻薬小売業者				
	開設者	麻薬管理者	麻薬施用者 医師					
麻薬免許申請者		○	○	○	知 事	2部	事前申請 有効期限満了後引き続き取り扱う場合は満了前	免許を申請するとき
免許証再交付申請書		○	○	○	知 事	2部	15日以内	免許を亡失又はき損したとき
免許証記載事項変更届		○	○	○	知 事	2部	15日以内	免許証に記載されている名称、氏名、住所等を変更したとき(但し麻薬施用者、研究者にあっては県内における業務所の移転又は勤務場所の変更も変更届で処理できる。)
業務廃止届		○	○	○	知 事	2部	15日以内	免許有効期間内に業務を廃止したとき
免許証返納届		○	○	○	知 事	2部	15日以内	免許有効期限が満了したとき又は行政処分を受け免許を取り消されたとき
残余麻薬届	○			○	知 事	2部	15日以内	免許の効力を失う、又は麻薬診療施設でなくなったとき
残余麻薬譲渡届	○			○	知 事	2部	(事由が生じてから50日以内に譲渡し譲渡完了後)15日以内	麻薬診療施設でなくなり所有する麻薬を他の麻薬診療施設等に譲渡したとき
麻薬廃棄届	○			○	知 事	2部	麻薬を廃棄したいとき(但し業務廃止に伴う場合はできるだけすみやかに)	陳旧化・変質・破損・誤調剤等により患者に交付しない麻薬を廃棄したいとき
調剤済麻薬廃棄届	○			○	知 事	2部	廃棄後30日以内	麻薬処方せんにより調剤された麻薬(麻薬施用者自らが調剤した麻薬を含む)を廃棄したとき
麻薬譲渡許可申請書				○	知 事	2部	事前申請	法第24条第10項の規定により麻薬を譲渡譲受したいとき
麻薬事故届		○	△	○	知 事	2部	すみやかに	麻薬を紛失、破損その他の事故が生じたとき
麻薬年間届		○	△	○	知 事	2部	11月30日までに	前年の10月1日からその年の9月30日までの麻薬取扱量の報告
麻薬中毒者診断書			○	○	知 事	2部	すみやかに	医師が麻薬中毒者を診断発見したとき
麻薬中毒者転帰届			○	○	知 事	2部	すみやかに	医師が麻薬中毒者を診断したものが転帰したとき
麻薬受 払帳簿	受払の記録		○	△	○			麻薬の受払いの記録
	2年間保存	○			○			麻薬受払い簿を最終記載の日から2年間保存すること
診療録・処方せんの記載			○					麻薬の施用に関する記録

※… 提出部数は、長崎市、佐世保市にあっては業務行政室に一部提出して下さい。

△… 麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては、麻薬施用者が届出義務者となります。

麻薬免許手続きに関するお願い

＜病院の免許事務ご担当者様へのお願い＞

- 麻薬施用者（医師）が異動や退職した際、手続きが行われていないケースが見受けられますので、麻薬関係の手続きを行う場合は、医師個人や異動先の医療機関との十分な連絡調整をお願いします。
- 医師が異動してきた場合は、必ず麻薬施用者免許を有しているか確認をお願いします。
- 麻薬施用者に変更があった場合は、オーダリングシステム等の修正も必ず行ってください。

ご清聴ありがとうございました。